

「業務改善助成金」のご案内

令和2年度(第3次補正予算に基づく措置)

【愛知県版】

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

活用事例は厚生労働省HPをご覧ください！



生産性向上の事例集 厚生労働省

検索

コースの内容

愛知県内の事業場

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	3 / 4 生産性要件を満たした場合は () 4 / 5
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		

令和3年度には2コース（60円、90円）を加えての受付を予定しています。

() ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に加算して支給されます。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、
愛知労働局 企画課 に提出

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施

労働局に
事業実施結果
を報告

審査

支給

お問い合わせ先

「愛知働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。

名古屋市千種区千種通7-25-1 サンライズ千種3階(タスクール内) 電話0120-006-802



申請先

助成金の申請窓口は、愛知労働局 雇用環境・均等部 企画課（助成金担当） 電話052-857-0313

愛知県の最低賃金

事業場内掲示用

使用者は、最低賃金法第8条により最低賃金額等を労働者に周知する義務があります。

【地域別最低賃金】…効力発生日:令和2年10月1日

最低賃金名	時間額(円)	適用労働者の範囲
愛知県最低賃金	927	愛知県内で働くすべての労働者に適用されます。 愛知県最低賃金が改定され、特定最低賃金を上回る場合は、愛知県最低賃金が適用されます。

【特定最低賃金】…効力発生日:令和2年12月16日

最低賃金名	時間額(円)	適用労働者の範囲
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、 鋼材製造業 (表面処理鋼材を除く。)	976	左の各産業(平成25年10月第13回改定の総務省日本標準産業分類の定義による。)に属する事業場で働く労働者(技能実習生等の外国人労働者及び事務を専らとする労働者も含む。)に適用されます。 ただし、次に掲げる適用除外労働者については、特定最低賃金の適用が除外され、上記の「愛知県最低賃金」が適用されます。 適用除外労働者 1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3カ月未満の者であって技能習得中の者 3 清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務に主として従事する者 4 次の特定最低賃金における特有の軽易業務従事者 製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業 軽易な運搬の業務に主として従事する者 輸送用機械器具製造業 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行うバリ取り、穴あけ、検数、選別又は塗装の業務に主として従事する者
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具製造業 (建設用ショベルトラック製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業を除く。)	948	
輸送用機械器具製造業 (建設用ショベルトラック製造業を含む。 自転車・同部分品製造業及び船舶製造・修理業、船用機関製造業を除く。)	957	
自動車(新車)小売業	943	

『染色整理業』、『計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業』、『電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業』、『各種商品小売業』、『自動車部分品・附属品小売業』は、**愛知県最低賃金 927円** が適用されます。

(留意事項)

- 最低賃金(愛知県最低賃金、特定最低賃金)は、事業場で働く常用・臨時・派遣・外国人技能実習生・パート・アルバイト、年金受給者である労働者等すべての労働者に適用され、事業主は使用する労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
なお、派遣労働者については、派遣先の都道府県の地域(特定)最低賃金が適用されますので、派遣先を管轄する都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせ下さい。
- 賃金が時間給以外(月給・日給等)で定められている場合は、賃金を時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較します。
- 最低賃金の対象になる賃金には、次の賃金は算入されません。
臨時に支払われる賃金(結婚手当等) 1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等) 時間外労働・休日労働に対する賃金
深夜労働に対する割増賃金 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
精神や身体障害により著しく労働能力の低い者、断続的労働に従事する者等には、愛知労働局長の許可を条件とする最低賃金の減額特例制度があります。



WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト



最低賃金制度 検索

愛知労働局・労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)